

# 江戸末期に於ける地方庄屋の蓄財史料の分析

後藤重巳

〔一〕  
近世末期に於ける農村疲弊の様子は、次の史料などによつてもうかがい知られるところである。

当郡の儀は、地所も打開け山寄りとても格別深山にも無<sub>レ</sub>之、宜場所二候處、兎角作方も十分に不<sub>レ</sub>相見、少しの不作にも難<sub>レ</sub>渋の小前多く、其日暮しの如くに相見へ、薄情に成行、百姓方ニは有間敷<sub>二</sub>候、併し、右鉢成行候も子細可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之哉と粗相調候處、村々小百姓日用少分の品にても、四日市又は中須賀、其外店方にて春より借り受け暮に至り相拂候仕来りの由、御年貢は田畑より上り、且御定りより余分の御取立は無<sub>レ</sub>之候得共、買懸りの分は借り候節、錢を不<sub>レ</sub>出候故日用の品は勿論、嫁の髪道具、娘の袖口ニ至迄思ひ付候ニまかせ買候姿故、暮に至り是へと驚き候程に拂方相高み、其外実用の塩、附ケ木の類の買懸りも不<sub>レ</sub>心附<sub>二</sub>相増し、暮に至り混雑及<sub>レ</sub>難<sub>レ</sub>澁、無<sub>レ</sub>據家財迄も取散し(中略)、且、老ケ年買二候へば、夫丈ケの利分見込み売渡候二付、高直の訳にて、右高直の品を借受候儀、困窮の根元二候(下略)

右史料は、天領の宇佐郡村々に係わる実情であるけれども、私領とてさして大差あるものとは思われない。史料の語る如く、江戸末期には、辺地農村にも貨幣経済の波がうちよせ、庶民の日用品の購求にも付

け買いの風習が盛行し、「節季(盆・暮)」の支拂の都度、家経や村財政に混乱を惹起することになった。

辺地農村に於けるこの様な経済事情については、私は先に、「川口口錢」をめぐつて小論を公にしたことがあるが、本小論では、前稿とほぼ同時代の史料によつて、辺地農村庄屋経済の一端をかいま見たいと思ふ。

本稿に用いた史料は、表題を「天保十四歳卯極月、手控帳」と題するもので、島原領飛地たる宇佐郡橋津組大庄屋本多氏の史料である。

当史料は、表紙うらに、別記の如き天保十四年から弘化三年に至る「双場」を一覧し、続けて、

天保十四年卯九月十七日、御役所江御呼出之上、当卯より三ヶ年之間、御増引高五拾石宛被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>候段、被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>候

と記している。

史料中には、具体的には明記されないが、断片的な表現によると、この「増引き」は、当領五組大庄屋に対してなされたものらしく、各所に、この返札的な処置の講じられていることによつても知られる。

以下、数年に限つたものとは言え、この「増引き」による収入を母胎として財形行動をとる当期村支配者の動向について、史料紹介がて

らの小論を試みることにする。  
さて、当史料は、収入・支出金の明細を錢高で表記しているが、収支に際して金・銀・札の三様の用い方の相異が存在する故に、表紙うらに換算率を記している。天保十四年から四年間に及ぶ金・銀・札と錢のこの換算率は次の如くである。

天保十四年 金一兩 錢七貫一六八文替  
銀一匁 一〇八文〃  
札一匁 六四文〃  
天保十五年 金一兩 七貫一〇〇文〃  
銀一匁 一〇八文〃  
札一匁 六四文〃  
弘化二年 金一兩 七貫一四四文〃  
銀一匁 一〇八文〃  
札一匁 六四文〃  
同三年 金一兩 七貫一〇〇文〃  
銀一匁 一〇八文〃

(一) 天保十四(一八四三)年収支

表(一)

収入	支出	収支理由	
① 三五、六七文		米三石五斗六升五合	白野若屋(売却代)
② 三、五〇		増引高による運賃戻り	
③ 七、二〇		大雄寺貸金(卯十二月)金一兩分戻り	
④ 二、四、九〇		和木新田三反一畝九歩	下作上米
⑤	二、二七	運賃	
⑥	一、三六	川口運上銀	
⑦	毛、三四	役所役々御札金八兩分	
⑧	三、五二	右金利益	
⑨	九、三〇	同役中、酒さかな振舞料	一兩に付八九文

⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	(計)	(計)	(残)
一、二六	一、六四	七、二〇	六、六三	一、〇〇	一、〇六	二、〇六	一、六六	七、三	六、四	五、三	五、六	二、八	三、七、二、六七文	三、七、六、四三	六、八、五
高田同役世話料	御代官連への肴代	大雄寺貸出金	国宗下畑一反三畝廿一步請錢	嶋ノ本上々田一反七畝九歩請戻錢	猫橋新田三坪三反一畝九歩請錢	役人渡辺貞右衛門引取錢別進物代	御代官吉田専蔵引取錢別進物代	御代官清瀨与太夫引取錢別進物代	御代官岩瀨次郎引取錢別進物代	④年貢駄賃	御役人村田泰蔵引取錢別進物代	御代官田原量右衛門引取錢別進物代			

表(一)の如く、収入合計は三七一貫二六七文、支出総計は二七六貫四一二文となる。

まず収入の大部分は、米三石五斗六升五合の売却代である。

売却先は国東郡白野若屋で、一石に付き、銀五匁替え、代銀三貫一〇八文二厘五毛、銀一匁に錢一〇八文の相場であった。

この売米の駄賃及び川口運上銀は売主負担で表中に示される支出欄の⑤及び⑥に当たる。

川口積出しは、同村猫橋河岸<sup>④</sup>であった。

収入金では、この売米金の他に、和木新田三反一畝九歩の下作田の上ヶ米四石四斗の物成納入残米を一石当り銀八十匁で売却したものである。この和木新田三反余の下作者は、橋津村榮右衛門であった。

さて、支出分二七六貫四一二文の内訳は、大きく四種別することができる。すなわち、(イ)田地請戻し代金、(ロ)増高引きに対する礼金、世話料等、(ハ)役人交替に際しての錢別、進物代、(ニ)その他などである。

(イ) 表(一)で示す如く田地請戻し代は国宗下畑一反三畝二十一步(二九貫六一三文)、嶋ノ本上々田一反六畝九歩(四六貫八〇〇文)、猫橋

新田三坪三反一畝九歩（一三〇貫八九六匁）の三件で、合計一九七貫三〇六匁で、当期の総支出の四七・四％に達する。この支出は、これ以降、当田地の下作によって毎年の収入に転ずる注意すべき投資であった。

右三件の田地請戻しに及ぶまでの経緯については史料的に明らかではない。支出の但し書きによると、例えば四六貫八〇〇文の嶋ノ本田地の請戻しに関しては、同田地は「三反二畝拾八歩の坪也。前断半分質入有之、請返申候」と見えており、これより以前の時代に、いづれかに質入れされていたものであった。

(四) 次いで支出に占める大きな額は、御役所役人連々に対する礼金五七貫三四四文である。

これは、御役人渡辺貞右衛門、御代官吉田専蔵など、計六人に対する「御役所御役々江御札」と但し書きされる計八両を借用する為の元金である。

この礼金の内訳明細は次の如くである。

金一両二歩 御役人 渡辺貞右衛門  
 同一両二歩 御代官 吉田 専 蔵  
 同一両 御役人 清宮 与太夫  
 同一両 御役人 矢川 星 輔  
 同一両 御役人 岩瀬 次郎作  
 同一両 御役人 萩 定 作

右八両余の礼金の借用には、一両に付き、月八九文六歩宛の利息の支拂いがあり、借入金と利息合計五九貫四九五文が支出されている。全支出に対し、二一％に当たる金額である。

この外、⑨・⑩・⑪に見える如く、この増引き実現にともなう対策や、実現にこぎつけるまでの労苦、世話料などの必要経費の支出として三貫八〇五匁の支出もあった。

以上に次いで、一連の支出として、御役人渡辺貞右衛門らの島原へ

の交替引取りに際しての餞別や進物代計五貫九六四文がある。

以上が全収入三七一貫二六七文に対する支出金の殆んどであるが、表(一)の⑫に示した大雄寺に対しての貸金が③で返金されている件で、興味ある但し書きが見えている。すなわち、天保十四年十二月二十日、旦那寺大雄寺に対して七貫一二〇文(金一両余)の融資をしたが、この返済利息をめぐって確執があったものの如く、

但し、利銀可取筈ニ候得共、返済之節、少し不都合之儀有之、旦那寺之事故、致<sub>レ</sub>用捨不<sub>レ</sub>請取、右ニ付、向後は借リ、ニ参リ候儀も有之間敷、貸し不<sub>レ</sub>申候

と見え、「無利息貸金は、今後断る」の意を注記している。蓄財意識を明らかに示す興味ある表現であろうか。

表(一)の終欄で示した如く、当年の収支計算は、全収入三七一貫二六七文に対して、全支出額は二七六貫四一二匁で、残高は九四貫八五五文となり、これは翌弘化二年の収入に組み込まれて「繰り越し金」となっている。

(二) 弘化二年の収支表(二)

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
六四、八五	三三、〇三	六、四三	三、六五	六七	一、三三	三九、八〇	三、八三	三、六〇
収入	支出	収	支	理	由			
		(繰越金)						
		米三石五斗六升五合代、白野若屋(売却代)						
		国宗・嶋ノ本上来代						
		増引高による運賃戻り						
		②運賃支出						
		②川口運上銀支出						
		猫橋新田五坪五反八畝請銭						
		塔ノ本下田一反五畝九歩請銭						
		鳥居上田九畝三步請銭						

⑩	四六五	支拂利息	
(計) 四八〇九	四六五三		(残) 一五七

「弘化二年辰年被下覚」によると、前年同様、米三六石五斗六升五合の売却代が収入の殆んどを占め、白野若屋への売却代金は三二三貫八二文であった。一石に付き銀八二匁、銀一匁に付き錢一〇八匁換算で右金額となり、売却日は十二月十六日と見える。

次いで収入金は、前年度の繰越金九四貫八五匁であり、その他には六貫四二六文の上ケ米売却代が含まれるが、この収入分は少額乍ら注目される所である。すなわち、この収入金は前年に請返した嶋ノ本上々田一反六畝九歩及び国宗一反三畝二一歩の下作米代であった。

この六貫四二六文に関する但し書きによると、

但し、嶋ノ本上々田六斗五升、国宗上々米式斗合乙八斗五升、辰年分節季時之双場、右二付、百八文替、銀七拾目替、此代銀五拾九匁五分、此文数前断の通り……。

と見えており、前年度に投資的に請返した田地の下作により、この年には早くも上ケ米（小作料）利益を見ているのである。

収入金では、この他に増引高による運賃戻り分三貫五六文があり、前年繰越金と合せて四二八貫一九文が全収入となっている。

当年度の収支では、この収入面より、むしろ支出に係わる数字に注意すべきである。

すなわち、四二八貫一九文の収入に対し、支出金総額は四六五貫六二六文と言う支出超過を示す事実である。この差額は三七貫六〇七文に及ぶ。

では、この支出明細はいかがなのか。

表(二)の支出欄で示す如く、支出総額四六五貫六二六文の内、九八・四％に相当する金額が、田地の請返しに投資されている事実である。すなわち、その明細は

猫橋新田、五坪 五反八畝 請錢 三九八貫八八〇文  
 塔ノ本、下畝 一反五畝九歩請錢 三二貫八二三文  
 鳥居、上田 九畝三歩請錢 二六貫六四〇文

の如くであり、この三者の請錢総計は四五八貫三四三文に達する。従って、当期は、前期繰越金を含め収入四二八貫一九文に対し、総支出額はこれを上廻る四六五貫六二六文で支出超過三七貫六〇七文が赤字となっている。

(三) 弘化二年「巳歳覚」によると、当期の収支決算は次表の如くであった。

表(二)

収 入	支 出	収 支 理 由	
① 三三六四三	(七、六〇)	(繰越金赤字)	
② 三六五	一、三六	米三六石五斗六升五合代、白野若屋へ売却代増引高による運賃戻り	
③ 七〇五	三、四〇	①④鳥ノ本上ケ米代	
④ 三五四六	一、九四〇	和木新田三反一畝九歩下作上ケ米代	
⑤ 三五五九	一、九四〇	和木新田五坪、五反八畝下作上ケ米代	
⑥ 六八九	六、七	嶋ノ本上ケ米代	
⑦		②運賃	
⑧		②川口運上銀支出	
⑨		前期不足分借入支拂	(元利共)
⑩		大貫下田二反十八歩請季代	
⑪		へび畑一反、畝廿四歩、高木畑一反五畝請錢	
⑫		和木村惣玄中田九畝廿七歩地主茂助より買取代	
⑬		免堂畑二坪上畑七畝廿四歩買取代	
⑭		和木村東三反田、下々一反九歩、地主長良平引当貸金	
⑮		下男良平貸	
⑯			

①②	四、七六 三、八六	大雄寺下男二人給銀に貸渡し 御役所詰人見舞酒代	利年一割五歩
③	三、〇〇	御代官高橋氏引取錢別進物代	
④	三、四	御代官四人へうなぎ六百目送り代	
(計)	四、四〇文		(残) 九、五五

当期の収入の主体は三六石五斗六升五合の米売却代三五五貫四二文であり、全収入の八二%に相当する。この外に一七・五%に相当する収入が下作田の上ケ米代であった。これらに増引高による運賃戻り分三貫六五六文を加算して当期の総収入は四三三四貫九文となる。

一方、当期の支出は右表の如く、極めて多彩化する。支出分は大きく四部類される。すなわち前年の支出超過分の三七貫六〇七文の支出、総支出の六五%に相当する田地の請返しと買取代、七三貫三三八文の貸金、及び五貫余の役人賄料等である。

田地請季代及び買取の明細は  
大貫下田二反一八歩 一一九貫余(請季代)

へび畑 一反二畝二四歩 } 四二貫余(請 錢)  
高木畑 一反五畝 }

和木村惣玄中田九畝二七歩 一一貫余(買取代)となる。

貸金は長平に対する貸金一四貫四四〇文(年利一割二歩)、下男良平貸金一七貫八六〇文、大雄寺給銀貸し四一貫七八六(年利一割五歩)などである。

総収入に対する総支出は七七%に相当する三三四貫四七四文で、当期の残金は九九貫五三五文となる。

四 「午歳収納」分

午歳収納分では、天保十四年から始まった三年間の増引高のいわば特別収入はなくなり、前期繰越金や、上ケ米の収入が主体となる。そ

の明細は次表の如くである。

表四

取 入	支 出	収 支 理 由	
① 六、五五		島ノ本上米代	(繰越金)
② 六、〇元		和木新田三反一畝九歩下作上米代	
③ 三、〇四		和木新田五坪五反八畝歩下作上米代	
④ 三、〇六		塔ノ本下作上ケ米代	
⑤ 六、五元		大貫下作上ケ米代、へび畑、高本畑上ケ米	
⑥ 八、三六		和木村惣玄中田上ケ米代	(利含む)
⑦ 三、〇四		和木村長平分東三反田買取代金	(利含む)
⑧ 一、九四		下男良平貸金戻り	(利含む)
⑨ 一、三三		大雄寺貸金戻り	(利含む)
⑩ 〇、二四		両戒村庄屋義十郎貸金	利年二割
⑪ 二、三六	二、三六	白野茂平貸金(酒蔵、蔵道具引当)	利月一步三厘
⑫ 一、七二	一、七二	前屋敷請季代	
(計) 一、五、〇〇文	三、四、四〇文		(残) 三、五六〇

当期の収納金は、前期繰越金九九貫五三五文を含む二六五貫六〇文であり、支出金は二三四貫四八〇文であった。

収納金二六五貫余の内訳は表に示される通りであったが、その内容は具体的には大きく二大別される。

その一は、和木新田五坪五反八畝歩の下作に係わる上ケ米代をはじめとする全収入の三二%余、総計八三貫二八文に及ぶ下作田地上米金である。

その二は、利息を含む計四七貫二四〇文の大雄寺貸金の戻りをはじめとする計三件の貸金の返済収入である。

支出金総計二三七貫四八〇文の内訳は、全支出金の七五%余に相当する一七七貫一二〇文に及ぶ白野茂平への貸金であり、その他は両戒村庄屋貸金及び前屋敷請季代などであった。

以上の収支計算は、収納金二六五貫六〇文の八八%に相当する二三四貫四八〇文で、残金は、三〇貫三八〇文となっている。

(五) 左表で示すごとく、前期に続く収納面での大きな特質は、初期

収入	支出	収支理由	
① 三〇、五八〇		(繰越金)	(四) ①
② 三五、七三三		両戒村庄屋貸金戻り(利息共)	(四) ①
③ 二四、五一		白野茂平貸金戻り(利息共)	(四) ②
④ 七、〇〇〇		島ノ本下作上ケ米代	
⑤ 三五、〇七		和木新田三反一畝九步下作上ケ米代	
⑥ 三六、八六		和木新田五畝五反八畝步下作上ケ米代	
⑦ 三、〇〇〇		塔ノ本下作上ケ米代	
⑧ 八、〇〇〇		大買下作上ケ米代	
⑨ 三、七六〇		和木村惣玄中田下作上ケ米代	
⑩ 四、三〇〇		前屋敷下作上ケ米代	
⑪ 四、三〇〇		免堂畑(午年買取) 岸下ケ料	利 年二割
⑫ 三、三六〇		両戒村庄屋義十郎貸金	(大雄寺請印)
⑬ 六、四〇〇		佐太郎貸金	利 月一步三厘
⑭ 一、四、四〇〇		白野茂平貸金(酒蔵一軒、道具引当)	利 年二割
⑮ 三六、四〇〇		島原豊後屋五組献立肴代拂立替	(残) 二、三、七九
(計) 三、四、九一五	三、五、二一六		

の増引高に係わる米の売却代金の収入は皆無になり前期繰越金に加え、下作田地の上ケ米代金及び貸金の戻り金などによる収益金が主要部分を占めることである。

すなわち、当「末年」の収納は、全収納金三五四貫九一五文のうち、二六・四%余の下作田地の上ケ米代、残り六四・九%余に相当する貸金戻り分、及び八・六%余に当たる三〇貫五〇〇文余の前期繰越金とである。

一方支出分は、二五一貫一一六文中の七七・七%に相当する一九四

貫四〇〇文の白野茂平貸金戻りを主体に、両戒村庄屋儀十郎への貸金二一貫余、僅少なながら四六七文の免堂畑(午年買取)の岸下ケ料、佐太郎貸金(六、四〇〇)などと、二八貫四八〇文を数える島原豊後屋への五組献立肴台拵料の立替金などであった。

以上見て来た収支の差引は、一〇三貫七九九文となり、これが当期の残金すなわち益金となり、次期に繰り越されている。

(六) 第六期の収支状況を一覧すると次表の如くとなる。

収入	支出	収支理由	
① 一〇三、七九九		(繰越金)	(利息共)
② 三五、七三三		両戒村庄屋貸金戻り	(利息共)
③ 三三、一九		白野茂平米代貸渡し金戻り	
④ 七、三四四		島ノ本下作上ケ米代、国宗下作上ケ米代	
⑤ 三、〇七〇		和木新田三反一畝九步下作上ケ米代	
⑥ 三、五三四		和木新田五坪五反八畝下作上ケ米代	
⑦ 六、九二		塔ノ本下作上ケ米代	
⑧ 七、七六		大買下作上ケ米代	
⑨ 三、六九		和木村惣玄中田下作上ケ米代	
⑩ 四、二〇		前屋敷下作上ケ米代	
⑪ 六、四〇〇		佐太郎貸金戻り	(無利息)
⑫ 三、四、七九		(五) ⑮島原豊後屋支出金戻り	(利共)
⑬ 五、一〇		預り利息	
⑭ 三、五〇〇		両戒村庄屋義十郎貸金	年利一割八步
⑮ 四、七〇〇		〃 〃 貸金	月利一步半
⑯ 七、二〇〇		苅宇田村免平貸金	〃 〃
⑰ 四、六		佐太郎貸渡前金	月々札二匁五分
⑱ 三、六〇〇		免堂畑岸下ケ料	
⑲ 三、六〇〇		和木村記六貸金	年利一割五步
⑳ 三、五三三		橋津村平平貸渡金	月利一步半
㉑ 七、〇八五		〃 〃 九右衛門貸金	〃 〃
㉒ 一、九、五〇〇		両戒村儀十郎貸金	

23	七三〇	苧宇田村免平貸金	年利二割
24	七二〇	大雄寺貸金	月一步半
25	七二〇	和木村記六貸金	年利一割五歩
26	五、三〇〇	両戒村庄屋義十郎貸金	前断
27	三、五〇〇	〃	〃
(計)	四、八三三		(残) 三、〇八五
	四、八三三		

当期収納金の総額は四八八貫三五八文に達するが、その中で、前期繰越金の一〇三貫余及び全収入の約四七％に相当する二二二貫余の貸出金の返納分が大部分を占め、右二件で全収入の六六・七％に当たる。これに次ぐ収入金は下作田の上ケ米代金である。すなわちこれを総計すると八二貫五一三文で、総収納金の一七％に当たる。

この外、収納金の中で注目すべきは、三四貫七〇〇余文に及ぶ仮支出の戻り金である。

前期の支出金の中に二八貫四八〇文が見えその但し書きによると、但、金四両嶋原豊後屋にて、五組用献上肴台拵代、取替未十二月長洲同役方江差贈り同人嶋原江致持参候。

利、年中貳割にて 申年五組割ニ可致加入事。と見えている。

一方、一八二貫二一三文に及ぶ支出金の内訳はどうか。

その最大を占めるものは、表記の如く、両戒村庄屋義十郎に対する貸金五口計一〇六貫八〇〇文で全支出金に対して五八・六％に相当する。

当期の支出金は、この義十郎への貸金の外その残る過半も貸金であり、全支出金中右の義十郎への貸金五八％余を含めて九九・八％に達する。

十四件に及ぶ支出金中、免堂畑の岸下げに要した四六六文が、全支出金中で唯一件の貸金外の支出に当たる。

貸金利息は、まちまちで義十郎への大口分は年利一割八分、月利一

表(七)

取 入	支 出	收 支 理 由	(残)
① 三〇六、二四四		(繰越金)	
② 四、〇〇〇		両戒村庄屋儀十郎貸金戻り	
③ 五、〇〇〇		〃	
④ 一、〇〇〇		苧宇田村庄屋免平貸金戻り	
⑤ 八、八六元		佐太郎貸金戻り	
⑥ 四、八〇〇		和木村記六貸金戻り	
⑦ 四、〇〇六		橋津村半平貸金戻り	
⑧ 八、〇〇六		橋津村九右衛門貸金戻り	
⑨ 三、三九八		両戒村庄屋貸金戻り	
⑩ 八、五〇〇		苧宇田村庄屋貸金戻り	
⑪ 七、五七〇		大雄寺貸金戻り	
⑫ 八、一八六		和木村記六貸金戻り	
⑬ 六、三〇一		両戒村庄屋貸金戻り	
⑭ 四、〇九四		〃	
⑮ 七、五七七		島ノ本下作上ケ米代	
⑯ 三、三三三		和木新田三反一畝九歩下作上ケ米代	
⑰ 六、八〇四		和木新田五坪五反八畝歩下作上ケ米代	
⑱ 七、一六六		塔之本下作上ケ米代	
⑲ 六、〇九六		大買下作上ケ米	
⑳ 三、七四四		和木村惣玄中田下作上ケ米	
㉑ 四、七五三		前屋敷下作上ケ米	
(計) 五九、六七一	二六、〇四〇	儀十郎貸金(十両)	一割三歩利
		苧宇田村免平貸金	〃
		佐太郎貸金	〃
		〃	〃
		橋津村角蔵貸金	〃
			(残) 四三、六三三

割五分、年利一割五分と三種が見える。

全収納金に対する全支出金の割合は三七・三％余で、当期の残金は三〇六貫一四五文であった。

(七) 第七期の収支状況は表(七)の如くである。

総収入金は前期分繰越金三〇六貫余を加えて五九九貫八七一文でこのうちの三六%余に相当する二一四貫余が前期貸金の戻り金である。繰越金を除けば収納金の七三%に相当する。今、前期貸金と戻り金との関係を一覧の為に表示すると次の如くとなる。

	貫	文	貫	文
両戒村儀十郎	三五、六〇〇		四二、〇〇八	
〃	四二、七二〇		五一、〇五八	
苧宇田村兔平	一四、一二〇		一七、〇八〇	
佐太郎	七、一二〇		八、八二九	
和木村記六	二一、六〇〇		二四、八四〇	
橋津村半平	三、五四二		四、〇八三	
橋津村九右衛門	七、〇八五		八、〇七六	
両戒村儀十郎	一九、五八〇		二三、三九八	
苧宇田村兔平	七、一二〇		八、五四四	
大雄寺	七、一二〇		七、五七四	
和木村記六	七、一二〇		八、一八八	
両戒村儀十郎	五、二四〇		六、三〇一	
〃	三、五六〇		四、五七二	
計	一八一、五二七		二一四、五五一	

貸出金と戻り金との差額の三三貫二四六文がすなわち貸出金利息に相当する訳である。

収納金の中で貸出戻り金と並ぶものは、上ヶ米代の収益である。和木新田五反八畝歩の上ヶ米代二八貫八〇四文を最高に計六件の小作田島上ヶ米代は総計七一貫七二五文となる。その明細は表記した如くである。

一方、当期の支出はどうか。

総支出金は一一六貫四〇文で、そのすべてが貸出金となっている。

このうち六一%余の七一貫二〇〇文が両戒村庄屋儀十郎への貸出金

表(ハ)	収入	支出	収支理由	
①	四三、八三一		両戒庄屋貸金戻り	年利一割二歩
②	八〇、四三六		苧宇田村庄屋貸金戻り	〃
③	四四、三二六		佐太郎貸金戻り	利銀なし(凶年)
④	七、三〇〇		〃	なし
⑤	三、五三〇		〃	〃
⑥	二、八〇〇		橋津村四人貸金戻り	
⑦	三、一七〇		和木新田三反一畝九歩下作上ヶ米	
⑧	一、五五五		惣玄中田下作上ヶ米	
⑨	六、三三八	七、二〇〇	前屋敷年貢	
⑩		四、二二六	両戒村儀十郎貸金	
⑪		一〇、六〇〇	苧宇田庄屋貸金	
⑫		三、八〇〇	佐太郎貸金	
⑬		二、八八六	橋津村四人貸金	
(計)	三三、九三六	二八、八八六		

で、続く大口は苧宇田村兔平への貸金二一貫三六〇文となっている。前期繰越金を含む全収納金五九九貫八七一文に対しての支出金は一九%余で、四八三貫八三一文が当期の益金となり、次期に繰り越された。

(ハ) 第八期の収納金はこの繰越金を含めて六五五貫九四五文に及ぶ。繰越金四八三貫余を除く収納金の内訳は、両戒村庄屋儀十郎からの貸金戻り八〇貫四五六文を筆頭とする一二八貫余と、和木新田三反一畝九歩の三五貫一七〇文を含む計四四貫四三三文の小作田島の上ヶ米代金となる。

当期の支出は一一八貫八一六文で、これは全て貸出金となっている。

以上は「手控帳」に記載される天保十四年からの累年の収入金及び



支出金を表記して、その数値に係わる問題点を指摘したものである。いわば極めて普遍的な史料であるかの如く見えるが、その数値及び数値の積出過程には注目すべき問題を含んでいるものといわなければなるまい。以下、この点について見ることにする。

(二)

天保十四(卯)年、弘化元(辰)年、弘化二(巳)年の三ヶ年は、米三六石五斗六升五合の売米代金が主たる収入源であった。

その初年すなわち天保十四年期直前の大庄屋本多氏の財経状況については明らかではない。

しかし、天保十四年の支出金の明細内訳の記述の中に、「嶋ノ本上々田壹反六畝九歩請戻ス、請錢也」と見え、但し書きの中に、「元三反貳畝拾八歩九坪也、前断半分質入有之、請返申候」などとあるところを見ると、田地の質入れの状況にあったことを知り得えよう。

天保十四年、弘化元年、同二年の三期を通じて、顕著に見られるのは、これら田地の請戻であった。

先記した如く、天保十四年の増引きによる売米金を投入しての田地の請戻しは都合三件であった。すなわち

所在	品位	面積	請錢
国宗	下畑	一反三畝七一步	一九貫六一三文
嶋ノ本	上々田	一反六畝九歩	四六貫八〇〇文
猫橋	新田	三反一畝九歩	一三〇貫八九六文

であり、請錢総額は一九七貫三〇九文に達する。この投資額は、売買代金の五九%に相当する。この三件の請戻し田地中、嶋ノ本及び国宗田地については、早くも翌弘化二年には、例えば

入七貫八拾五文

但シ辰之春請戻シの嶋ノ本上ハ米六斗五升、定メの処、元百目壹

斗ニ相当リ定メ高く其上巳年至ての不作二付、五升用捨、残り六斗請取、并国宗上ハ米式斗合て八斗、巳年節季時の双場石二付百八文替、錢八拾式匁、此代錢六拾五匁六分、此文数前断之通り下夕作三辻より請取ル

と見える如く、小作に出されて、小作料の収入と転じている。

「弘化二年巳歲覚」によると、収入金の一項に「入、三拾五貫五百八拾九文」と見え、その但し書には

但、巳之春請戻シ候和木新田五坪、メ五反八畝歩丈、当巳年和木村之者五人、橋津村為左衛門江下作為致、米六石九斗定メ内、虫難不作二付、米式斗壹升下作之内、三人江用捨引四升駄賃引、残て六石六斗五升入り、内式石六斗三升壹合四勺、巳年之御年貢和木庄屋江出ス、残り四石壹升八合六勺上ハ米請取、右二付銀八拾式匁替ニて売拂、此銀三百式拾九匁五分貳厘五毛、此文数前断之通也。

とある。これによると、小作田地五反八畝歩は橋津村為左衛門外五人の百姓が小作していることが知られる。

このような収入金に対して、支出金は先に見て来た如く純粋な貸金、田地請戻し金などであったが、この外に田地引当てによる年季買いの為の支出もあった。

すなわち、「弘化二年巳歲覚」によると、

四拾三貫貳百文

但、和木村内惣玄中田九畝廿七歩、

地主茂助より五ヶ年切買取候代、

七貳錢六百目分文數也、并證文入

と見えており、茂助からの五ヶ年季の田地買取代であった。

この田地は「午歳収納」によると、

入三貫四百五拾六文

但、午の春買、和木村惣玄中田上ハ米四斗貳升、下作人茂助より

請取、午の出来直段右二付七貳錢百拾三匁替此代四拾八匁、此文

數前断之通り也

と見える如く、年季売主茂助へ直小作させているのである。

以上は、請戻し田地や年季引当田地の小作米代収入の事例であるが、

巳歳に下男良平に貸与した錢が利息とともにいか様に返金されたかについてみよう。

巳年の支出の一項に

拾七貫八百六拾文

但、下男良平江金貳兩貳歩貳朱廿毛ニ成ル、八百九拾三文かへ、

当十一月限り貸渡し候、證文入り

百目七升定メ

利米壹斗七升三合六匁、年中之割也、貸渡候月より請取候月迄

之勘定ニて可受取事也

と見えて、下男良平に拾七貫八百六拾文を貸渡した。

この金は、翌午歳の収納金として返金されている。すなわち「午歳収納覚」によると、

入拾九貫貳百七拾三文

但、午ノ二月、金貳兩貳歩、下男良平江貸渡ス、此文數拾七貫八

百六拾文、此、七貳錢ニ直し貳百四拾八匁五厘、此利米壹斗七升

三合六匁、但、午ノ二月より閏五月共十二月迄十二ヶ月分、則

年中ニ成、年中七貳百目ニ付、七升之定メ、此利米石ニ付七貳百

拾三匁替、午ノ出来米直段ニて売拂、此代拾九匁六分貳厘、此文

數売貫四百拾三文、元利合文數前断之通り請取候、

と記される。巳歳貸金一七貫八六〇文が、翌午歳には一九貫二七三文  
 になって返金され、その差額一貫四百拾三文が、貸金利息となる訳で  
 ある。

前に表示した(一)から(八)に亘る各表を一覧する時、注目される各表記  
 載内容上の変化はその収入金と支出金額の変化及び、その内訳の変化  
 である。

それをまず収入及び支出総額の変化として表に示そう。

期	収入	支出	収支%	残金
一期	三七、三六七 <small>貫文</small>	二七、四二二 <small>貫文</small>	七四・四	九四、八五五 <small>貫文</small>
二期	四六、〇二九	四六、六二六	一〇八・七六	(一)三七、六〇七
三期	四四、〇〇九	三三、四七四	七五・〇六	九、五五五
四期	二五、〇〇〇	三三、四八〇	八・〇六	三〇、五〇六
五期	三四、九二五	三五、一六六	七〇・七五	一三、七九六
六期	四八、三三六	一八、二三三	三七・三	三〇六、一四四
七期	五九、八七一	一六、〇四〇	一九・四	四八三、八三
八期	六五、九四四	一八、八八六	二八・二	五七、二九

表に見える如く収入面では、当初三年間は三六石余の増引高の残米  
 の売米代金の収入によってほど安定した収入があり四年目からは前年  
 度繰越金及び小作料、貸金利息等によって累年の収入金額が増加し  
 ている。

一方支出面では、第二年度は猫橋新田五反余の請戻金など、いわば  
 投資的支出によって支出超過の例を特例とする外は、比較的、堅実な  
 支出により五年度以降は確実に益金を残している。

収入・支出金の内訳の変化面で注目される点は、八期を通じて、そ  
 の前半期には、収入では小作上米収入、支出では田地請戻しのための  
 支出金の比重が高く、後半期に入ると収入面では、利息を含めての貸

金の返済金が、また支出面では貸金の比重が大きくなっている。

以上極めて煩雑な数字の羅列に終始したが、以下、右の数値から若干の問題点を指摘してみよう。

島原藩豊前豊後飛地すなわち「豊州御領」は五組九十九ヶ村から成っていたが、橋津組もその一組であり、大庄屋が本多氏<sup>③</sup>(橋津氏)であつた。

本稿に用いた史料の記るされた天保末期の同氏の経済状態を明らかにし得る史料は管見の範囲にはない。

先記の如く、この史料は「天保十四年卯」の「手控帳」であるが「卯二月日」と記する別の史料が著者の手元<sup>④</sup>にあり、これは本稿に用いた史料年代とほぼ合致するもの(恐らくは十二年前の天保二年卯)と推測される。

この史料は、表紙に「死後可<sup>レ</sup>開遺言書、清左衛門」と題する小帳である。

この遺言書は、喜左衛門及び半蔵に対する遺言者死後の供養や、氏神信敬、人倫について論ずるものであるが、書中に喜左衛門、半蔵の所有田地の明細が示されている。

その記載によると

喜左衛門分

一、田方、嶋の本・畑田・一町田・宗悦田・島屋・白貫

と見え、続けて

売地、大ぬき・上ノさや

とあり、「右二ヶ所売地ハ新三郎借銀方ニ売候、新三郎ニ相尋候て、請戻し候節究可<sup>レ</sup>申候」と記されており、半蔵分にも「笛の免」なる売地があり「是も新三郎ニ相尋、請戻し可<sup>レ</sup>申候」と記されて、当時、当氏も若干の質入れ田地を所有したことが知られる。

この時点で本多氏の田地は半蔵・喜左衛門(兄・弟)に分割されたものと考えられるが、当時、田畑の質入れを余儀なくされる経済状態

にあつたものと考えられる。

この様に推測すれば、種々の対策を講じて「大庄屋引」の増引きの要請がなされた背景が知られ、天保十四年の増引きの実現が考えられて異論はない。

増引きの実現の結果が以上見て来た如く、それまでの売却地(質入)の請戻しを可能にし、その請戻し(質戻し)田地の小作貸出し↓小作料収入↓益金の貸付け↓元利金の収入と言う収益循環をくり返し得る契機を作り出す動機をなしたものと考えられる。

表示した第八期の収納銭六五五貫余を仮りに「金」に換算すると弘化三年の換算率すなわち金一兩を七貫一二〇文としても、金九二兩余と計算させる。

本稿は、極めて単発的な史料をもとに、その数値を中心に大庄屋本多氏の経済の一面をみたものである。従つてそこにはまだ明確になし得ない点も少なくない。

筆者はかつて、同領同組内に所在する小河岸の川口口銭にかかわる問題を論じたことがある<sup>④</sup>。その小稿も、微々たり乍らも口銭の利益追求を目指す庄屋の動向を探るためのものであつた。

更に、多くの史料の探索によつて、近世末期地方村支配者の蓄財動向と村落経済の実態について注目したいと思う。

〈註〉

① 後藤重巳編『宇佐近世史料集』(二)所収文書

② 拙稿「小河川に於ける川口口銭」『日本歴史』第三二〇号収

③ 当氏については拙稿「飛地領支配の問題点」『史学論叢』第六号参照。宇佐市、橋津守英氏文書

④ ②に同じ